

手当金



傷病手当金適用期間の延長
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の申請はお済みですか

国保環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方**に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和3年12月31日まで

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

お知らせ



国民健康保険税減免申請について
新型コロナウイルスの影響により一定の要件を満たす方は国保減免

国税務課 税務係 ☎65・1076

新型コロナウイルス感染症の影響により、**左記の要件を満たす方**は、申請により国民健康保険税が減免となります。

【国保税減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ(1)〜(3)の要件に全て該当する世帯：表の減免割合に応じた金額
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額に応じた減免割合

300万円以下	全部 (10分の10)
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※申請に必要な書類や不明な点などはお問合せください。

催し



令和4年桂川町成人式
踏み出すハタチへの一歩
桂川町成人式

国 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

【日時】1月9日(日) 12時受付 13時開始

【場所】住民センター大ホール

【対象】平成13年4月2日〜平成14年4月1日

生まれで、桂川町在住または桂川小学校、桂川東小学校、桂川中学校を卒業した人

※現在、桂川町に住居票がない人も参加可

【その他】該当者には11月上旬に案内通知を郵送いたしますので、ご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新成人同士の距離を確保した席とします。保護者の方は、大ホールへの入場をご遠慮ください。

※感染状況によっては、成人式の開催を中止する場合がありますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)をダウンロードのうえ、ご来場ください。

【接触確認アプリQRコード】



○ iPhone



○ Android